管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案主体管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
090010	通所介護事業所等における介護保険法による訪問看護の提供	介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第6条4項、第8条の2第4項	介護保険法において(介護予防)訪問看護は利用者の居宅において提供するとされている。	日常生活圏域(中学校区)ごとに、現在、在宅療養者の居宅に訪問し看護を提供している訪問看護を、既定だけでなく他の介護サービス事業所(「通所介護」「短期入所生活介護」「通所リハビリテーション」)においても看護を提供できるようにする。(このことが「コリアサポート制」と変異する。) ついては、次の点を要望する。 ・他の介護サービス事業所における看護の提供についても、訪問看護と同じ介護報酬の算定を認めることをする。	エリアサポート制による訪問看護を、日常生活圏域内で、地域包括支援センターと連携させることで、利用者への専門的ケアの提供から孤立の事情を読み取り、地域看護、さらにコミュニティーシャルワークーとから拾へ発見させることで、地域全体の在宅療養環境の向上を目指す。「通所介護事業所」の人員配置基準の緩和(まめ)を求める提案と関連しており、通所介護事業所に配置されている看護職員をエリアサポート制の訪問看護ステーションに集積させることで、効率的な看護の提供を可能とする。 【提案理由】 ①現行は、1人の在宅療養者が場面が変わるごとに、提供される看護技術が同種にも関らず不連とな看護師が当わることになる。この制度により1人の利用者に対して1人の看護師が係わり、居宅での様子も通所先での様子もトータルに看ることが出来、連続性のあるよりきめ細かなケアが実現できる。 ②現状的な看護師不足の状況にあるとかかわらず、様々な場所に分散配置するのは非効率である。特に通所施設は整備数が多いので、看護師数も相当な数いるが実に社数的状態の定常した患者が利用していたが、実時の看護師配置でなくても、定時・必要時に対応する看護師で充足する。また市内介護サービス事業所(アンケート調査をしたところ、「医療依存度の高い利用者が増えているが、看護師確保が困難」との意見が多数あり、事業所側からの一定のニーズが伺える。	C	Ⅰ、Ⅲ	通所介護事業所及び短期入所生活介護事業所、通所リハビリテーション事業所において訪問看護を提供することを可能とし、その サービスその提供側の対象とすることは、介護報酬の面者での介護保険の全国一律の財源が入った仕組みであって、その内容が介護保険制度の根幹に関わるものであることから、研究・実証を踏まえたうえで、介護報酬の枠の中で地域固定的に特例を認めることは、そもそも馴染まないものである。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	Ⅰ、Ⅲ	現行介護保険法第6条第4項の規定では、訪問看護は居宅に療養上の問題があるとされているが、連続性のあるきめ細かなケアの実現が可能となるよう弾力的な運用を可能とされたい。看護人材が不足している状態で、通所介護事業所等での効率的な配置を行ないたい。管理コード090002に関連させ、訪問看護において、利用者をやゝとたケアの提供を考慮した際、居宅で提供するサービスと同等のサービスを指定通所介護事業所で提供することが規制緩和の対象外とすることの提案理由とのようなものか。 「在宅療養の高齢者に対する医療・看護の確保」の観点から、医師・看護師の確保が困難な地域や高齢者のみの世帯が増加する中で、重度の人や医療ケアが必要な人の在宅生活を支えるとき、有効なサービスと考えられるとおもう。今後のニーズや事業所の意向等の把握に関め、必要性について検討します。と記載しており、医療ニーズの高い中重度の要介護者に係る家族の介護負担の軽減を図られるのに、果たせるべきの政策・事業を図られない。 「在宅療養者には、「この制度により1人の利用者に対して1人の看護師が係わり、居宅での様子も通所先での様子もトータルに看ることが出来、連続性のあるよりきめ細かなケアが実現できる。」とあるが、通所先のみ非かい利用者が集まる通所介護事業所において、全利用者が同一の訪問看護事業所によってサービス提供を受けているとは限らず、継続的ケアを利用者に提供することは、複数の訪問看護事業所がローつの通所介護事業所等に通い、結果として看護職員の管理実態につながるため非効率であり、地域に散ばない看護資源の有効活用という観点から、実現は困難である。 なお、介護報酬の算定要件は、従来事業はサービスを利用する者、サービスを提供する場所、提供されるサービス内容等によって規定されており、介護報酬として認めるためには、これら の算定要件をすべて満たす必要があるが、介護報酬の対象については現在、実証を踏まえたうえで、介護給付費分科会等の審議を経て全国一律のものとして決定されるべき性質のものであり、特区制度の枠の中で地域限定的に特例を認めることは、そもそも馴染まないものである。	エリアサポート特区	1003010100	近江八幡市	滋賀県	厚生労働省
090020	通所介護事業所における看護職員の人員配置基準の緩和	介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第3条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)第1条、第93条	人員基準は都道府県の条例で定めることになっているが、従来者及び従業者の員数は、厚生労働省令の基準に従い定められるのとされており、通所介護事業所では、通所介護の単位ごとに、専従の看護職員を1以上配置するの必要がある。	現在の通所介護事業所配置基準上による看護師の配置について、エリアサポートによる訪問看護に登録している等の条件を満たした場合には、配置を緩和する。 なお、人員基準は直接義務例により定められているが、法規条例の基準は、厚生省令の基準に従い定められている。したがって、下記のいずれかの緩和を要望する。 ①通所介護事業所における看護職員の人員配置基準を定める厚生省令に対して、当該人員配置基準を削除する。 ②各自治体の条例により、通所介護の看護職員の人員配置を独自で定めることを可能とする。	エリアサポート制による訪問看護を、日常生活圏域内で、地域包括支援センターと連携させることで、利用者への専門的ケアの提供から孤立の事情を読み取り、地域看護、さらにコミュニティーシャルワークーとから拾へ発見させることで、地域全体の在宅療養環境の向上を目指す。「通所介護事業所等利用者に対する通所先の事業所における訪問看護(見直)」の記述と関連しており、通所介護事業所に配置されている看護職員をエリアサポート制の訪問看護ステーションに集積させることで、効率的な看護の提供を可能とする。 【提案理由】 ①現行は、1人の在宅療養者が場面が変わるごとに、提供される看護技術が同種にも関らず不連とな看護師が係わることになる。この制度により1人の利用者に対して1人の看護師が係わり、居宅での様子も通所先での様子もトータルに看ることが出来、連続性のあるよりきめ細かなケアが実現できる。 ②現状的な看護師不足の状況にあるとかかわらず、様々な場所に分散配置するのは非効率である。特に通所施設は整備数が多いので、看護師数も相当な数いるが実に社数的状態の定常した患者が利用していたが、実時の看護師配置でなくても、定時・必要時に対応する看護師で充足する。また市内介護サービス事業所(アンケート調査をしたところ、「医療依存度の高い利用者が増えているが、看護師確保が困難」との意見が多数あり、事業所側からの一定のニーズが伺える。	C	Ⅲ	通所介護事業所における人員配置基準を緩和し、そのサービスを介護報酬の対象とすることは、介護報酬が国費や2号保険料の全国一律の財源が入った仕組みであって、その内容が介護保険制度の根幹に関わるものであることから、研究・実証を踏まえたうえで、介護給付費分科会等の審議を経て全国一律のものとして決定されるべき性質のものであり、特区制度の枠の中で地域限定的に特例を認めることは、そもそも馴染まないものである。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	Ⅲ	指定通所介護事業所における看護職員の人員配置基準に定める厚生省令における基準を、地域の指定特区に応じ配置を認めることを可能にされたい。 現行規定では、利用定員が10人以下の場合、必ずしも看護職員を置かなくてもよいとされている。利用定員が10人を超える場合は看護職員の確保が必要とされ、10人以下の場合は必要とされていない理由を明らかにしていただきたい。そのよて、利用定員が10人を超える場合であっても看護職員を置かなくてもよいと認められたい。また、そもそも、看護職員の確保について、通所介護事業所の直接雇用ではなく訪問看護事業所との契約による必要なケアの提供という仕方での提供を認めて欲しい。	特区提案に関しましては、そのサービスを介護報酬の対象とすることは、介護報酬が国費や2号保険料の全国一律の財源が入った仕組みであって、その内容が介護保険制度の根幹に関わるものであることから、研究・実証を踏まえたうえで、介護給付費分科会等の審議を経て全国一律のものとして決定されるべき性質のものであり、特区制度の枠の中で地域限定的に特例を認めることは、そもそも馴染まないものである。 <区特定者> 当特区提案は、「医療依存度の高い利用者が増えているが、看護師確保が困難」との意見を踏まえ、看護師の確保が困難な地域や高齢者のみの世帯が増加する中で、重度の人や医療ケアが必要な人の在宅生活を支えるとき、有効なサービスと考えられるとおもう。今後のニーズや事業所の意向等の把握に関め、必要性について検討します。と記載しており、医療ニーズの高い中重度の要介護者に係る家族の介護負担の軽減を図られるのに、果たせるべきの政策・事業を図られない。 「在宅療養者には、「この制度により1人の利用者に対して1人の看護師が係わり、居宅での様子も通所先での様子もトータルに看ることが出来、連続性のあるよりきめ細かなケアが実現できる。」とあるが、通所先のみ非かい利用者が集まる通所介護事業所において、全利用者が同一の訪問看護事業所によってサービス提供を受けているとは限らず、継続的ケアを利用者に提供することは、複数の訪問看護事業所がローつの通所介護事業所等に通い、結果として看護職員の管理実態につながるため非効率であり、地域に散ばない看護資源の有効活用という観点から、実現は困難である。 なお、介護報酬の算定要件は、従来事業はサービスを利用する者、サービスを提供する場所、提供されるサービス内容等によって規定されており、介護報酬として認めるためには、これら の算定要件をすべて満たす必要があるが、介護報酬の対象については現在、実証を踏まえたうえで、介護給付費分科会等の審議を経て全国一律のものとして決定されるべき性質のものであり、特区制度の枠の中で地域限定的に特例を認めることは、そもそも馴染まないものである。	エリアサポート特区	1003010200	近江八幡市	滋賀県	厚生労働省
090030	フィリピンの看護師免許所有者・介護福祉士資格取得者が、愛知県で介護施設などに就労するための在留資格の付与	出入国管理及び難民認定法第二条の二、第七条第一項第二号、別表第一の、二及び五	介護分野における外国人については、現在、経済連携協定の枠組以外では入国・在留を認めていない。	フィリピン国の看護師免許所有者、介護士認定資格者で、日本語検定N4以上取得者に受給資格を認めるとともに1年間介護事業に従事することを条件約款に認める。	<問題点> 1. 愛知県では介護要員が不足(現在60%の施設が不足)しており、今後介護が必要な方が増え、介護要員の増々の不足が予想される。 2. 現在特別養人ホームへの入所希望待機者が9，200人いる。 3. 約700の追加施設が必要で、約3000人の介護要員が必要となる。 4. 一方介護事業に携わる若者の趨勢率が高く、現状のままでは、老々介護の悲劇が増え、交、施設から帰りたい側の為、一般市場の人が不足となる。 5. 日本の経済・社会へ悪影響が益々不安となる。 <解決策> 6. フィリピン国の看護師免許所有者と介護士認定資格者に、愛知県で介護福祉士ではなく介護補助者（介護助士）として働いてもらう。 6. 介護福祉士が担っている介護業務の内、免許を持たなくてもできる業務を介護助士にせる事で、より効率的な介護業務を果たせるようになる。 <恩恵対象> 7. 外国人の単純労働者受け入れて恩恵されている治安悪化等は左記要件を充たすフィリピン国資格保有者の入国による治安悪化はない。 8. 愛知県は外国人の受け入れに、高・中の印象対応も充実しており、地域住民との乖離を回避できる。 9. 愛知県と管理組合での管理監督体制をさらに充実させ、認可以外の仕事従事(不法就労)等の不当行為を させないと問神に、不当労働の管理をはかる。 10. フィリピンでは看護師・介護士が医療・介護以外の仕事に従事しているが、又は就労できずにいる資格保有者が約20万人いて、人員確保は容易である。(フィリピンでは老人介護ホームはほとんどなく、大家族による自宅介護が一般的である)	C	Ⅰ	介護分野を含めた外国人労働者の受入れ範囲の拡大については、労働市場や国民生活等へ与える影響を考慮し慎重に検討する必要がある。 また、介護分野における外国人労働者の受入れについては、現在、インドネシア及びフィリピンとの経済連携協定（EPA）に基づき、特例的に受入れが行われているところ、同協定で受け入れた介護福祉士の資格取得者の就労状況等を踏まえ、当分間の大学等を卒業し、介護福祉士等の一定の資格を取得した外国人の受入れの可否について検討していくこととしている。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	Ⅰ	愛知県では、介護要員が約60%の施設で不足しており、介護要員の求人倍率は3.2倍で全国平均に比べて高い。また、介護要員不足が実施の問題と社会不安を招いている。EPAでの受入れは、介護要員不足の解消にならず、EPAで入国したフィリピン人の病院後の再就職が困難だため、同国のあなどっていない。介護要員の国際参電報が独立っている中、各国の資格を有するフィリピン人に介護助士として介護分野を担ってもらう制度が必要である。同制度を実施して特区として導入した場合、愛知県注高齢化進行率や求人倍率が高いため日本の労働市場に悪影響はないが、また、家族の問題と社会不安を解消でき、衆参議りの日本人に活力を与えるあるとる。	外国人労働者の受入れ範囲の拡大については、労働市場や国民生活等へ与える影響を考慮し慎重に検討する必要があるが、 なお、介護分野での労働力不足への対応としては、マッチングの強化、若年層への介護のイメージアップ等による参入促進、キャリアパスの確立や、事業主のキャリアアップ支援による賃金の向上、介護職員の処遇改善などの環境改善等を一体的に行い、介護分野での就労・定着を促進している。 また、外国人労働者の受入れ範囲の拡大については、労働市場や国民生活等へ与える影響を考慮し慎重に検討する必要がある。 なお、介護分野の外国人の受入れについては、EPAに基づく外国人介護福祉士の就労状況や、この分野の国内人材の重点的な雇用創出分野であることを踏まえ、法務省等関係省庁と連携し、検討を進めていくこととする。	フィリピン人介護福士就労促進	1003010100	国際フレンド・リンク株)	愛知県	厚生労働省 法務省
090040	地域限定の特例として、外国人がさら介護業務に従事するための在留資格の付与	出入国管理及び難民認定法第二条の二、第七条第一項第二号、別表第一の、二及び五	介護分野における外国人については、現在、経済連携協定の枠組以外では入国・在留を認めていない。	ベトナム人の日本での就労希望者に介護業務に従事できるように、期限限定でもよい。	北海道では要介護者は増加しているが、介護職員は激減している。夜勤者が一人足りないだけで、一ヶ月の勤務が組めず事業の継続が困難となり、他の就業者の雇用も悪化される。職員自身も高齢化に突動や取動が早いが、なかなか結婚も出来ない。 町の若い人は帯広や札幌に就業する。国内では長く介護労働者不足が問題であるが改善されず、現場では介護の質の低下が著しい。業務アプリでも給日で平均単動出産の若い女性ベトナムの方々の緊急事態を乗り切りたい。3年程度の勝手期間で次の対策を検討可能。 現在、介護業界が「専門的、技術分野」の対象かどうかの評価の確立を待つ時間的余裕はない。通常には職員が休職し業界の勤務が組めないこともあり得る。当地域での外国人就労状況により周辺地域および介護施設からも採用の意向は高い。	C	Ⅰ	介護分野を含めた外国人労働者の受入れ範囲の拡大については、労働市場や国民生活等へ与える影響を考慮し慎重に検討する必要がある。 また、介護分野における外国人労働者の受入れについては、現在、インドネシア及びフィリピンとの経済連携協定（EPA）に基づき、特例的に受入れが行われているところ、同協定で受け入れた介護福祉士の資格取得者の就労状況等を踏まえ、当分間の大学等を卒業し、介護福祉士等の一定の資格を取得した外国人の受入れの可否について検討していくこととしている。 なお、ベトナム第1陣の入国は平成26年6月上旬の予定。	現在の企業においては、必ずしも大学において専攻した技術又は知識に限られない広範な分野の知識を必要とする業務に従事する事例が多いことを踏まえ、在留資格「技術」及び「人文知識・国際業務」の該当性の判断に当たっての大学における専攻科目と就職先における業務内容の関連性については、従来から柔軟に取り扱われているところ。 一方、高等学校の教育課程は、職業的教育が中心であって、特定の分野に限って専門的な知識が修得されるものであることから、専修学校の専門課程における修得内容と従事しようとする業務が関連していると認められることが必要である。 なお、外国人労働者の受入れについては、専門的・技術的分野の外国人は我が国の経済社会の活性化に資するとの観点から、積極的に受け入れることとしているが、いわゆる単純作業を行うような外国人労働者の受入れは、現在は認めていない。 企業における人材活用の多様化を踏まえ、専門的・技術的分野の外国人の受入れについては、外国人社員の就労実態を十分に把握したうえ、別途、在留資格「人文知識・国際業務」「技術」等の見直しを含め、検討を行うことと承知している。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	Ⅰ	介護分野での労働力不足への対応としては、マッチングの強化、若年層への介護のイメージアップ等による参入促進、キャリアパスの確立や、事業主のキャリアアップ支援による賃金の向上、介護職員の処遇改善などの環境改善等を一体的に行い、介護分野での就労・定着を促進している。 また、外国人労働者の受入れ範囲の拡大については、労働市場や国民生活等へ与える影響を考慮し慎重に検討する必要がある。 なお、介護分野の外国人の受入れについては、EPAに基づく外国人介護福祉士の就労状況や、この分野の国内人材の重点的な雇用創出分野であることを踏まえ、法務省等関係省庁と連携し、検討を進めていくこととする。	特定非営利活動法人キーディナリーサーヴァンツ	1002010100	北海道	厚生労働省 法務省
090050	在留資格「技術」「人文知識・国際業務」申請時の学歴と職務の完全一致に関する規制緩和	出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項及び第二項、第七条第一項第二号、第十九条第一項及び第二項、第二十条第一項、第二項、第三項、第三項及び第五項、別表第一の二、二及び五 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	現行法上、「技術」又は「人文知識・国際業務」の在留資格をもって本邦に在留するには、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」に定める学歴等の要件を満たす必要がある。 大学における専攻科目と就職先における業務内容の関連性については柔軟に取り扱っているが、専修学校の専門課程における修得内容と従事しようとする業務については関連していると認められることが必要である。	労働力の枯渇する地域区製造業に有能な外国人人材を供給するため、在留資格「技術」「人文知識・国際業務」のビザ申請時に対する「学歴・職務の完全一致」を「有能な人材を適職へ」規定、日本人就労者と同程度の一致にまで緩和して頂きたい。学歴要件、職務要件についてではなく、学歴と職歴のマッチングを緩和する、学歴等の条件、受入先企業の条件は残し、それらの間の厳密な一対一対応を多対多対応とする。	人材は汎用的であり適職には幅がある。当地区では外国人就労者を適切に供給するため、一人当たりが「技術」「人文知識・国際業務」という在留資格で就労できる職種・業務を、同様の学歴を持つ日本人就職希望者の場合と同等に増やす。製造業の生産工程に従事する場合、製造業界は製造に関する専修多様でより高度な知識・技術を持つ就労者を求めている。「高度＝必要学歴＋技能的専門性」を「高度＝必要学歴（含む専門性）＋汎用性」と捉え直す。専門を中学または特有への技術は従来通りに維持する。外国人就労者のマンパワーにより地区製造業に活力を与えたい当地区では、学歴要件に不適がなく、ただ外国人であるがために定常に対し大幅な知識が欠ける技術を変えるため、規制の特例緩置をあめる。在留資格「技術」「人文知識・国際業務」でビザを取得した外国人就労者は、当地区では主に製造業関連企業等において業務と学歴の関連性の度合いの緩和により比較的柔軟に希望職種に就けるようになる。 「太田特区就労ビザプロジェクト」に準進 太田市周辺の製造業を長年支えた日系人の帰国熱が続き、その三分の一を失った。若年層の就業率不振や製造業離れ、デフレ景気冷ややけ影響し、労働力供給の隙界点、産業衰退の兆しが表れている。地元産業に見放されては市民サービスに影響を及ぼす。当地区に仕安定な優な労働力の補給が絶対に不可欠である。本特区第三、新たな外国人就労者のプロデュースを通じ地域産業を後押しする。全国的に広がる産業空洞化傾向を人的資源の受入により抑制する最初の試みであり、地域、国への大規模な経済効果を図う。	C	Ⅰ	現在の企業においては、必ずしも大学において専攻した技術又は知識に限られない広範な分野の知識を必要とする業務に従事する事例が多いことを踏まえ、在留資格「技術」及び「人文知識・国際業務」の該当性の判断に当たっての大学における専攻科目と就職先における業務内容の関連性については、従来から柔軟に取り扱われているところ。 一方、高等学校の教育課程は、職業的教育が中心であって、特定の分野に限って専門的な知識が修得されるものであることから、専修学校の専門課程における修得内容と従事しようとする業務が関連していると認められることが必要である。 なお、外国人労働者の受入れについては、専門的・技術的分野の外国人は我が国の経済社会の活性化に資するとの観点から、積極的に受け入れることとしているが、いわゆる単純作業を行うような外国人労働者の受入れは、現在は認めていない。 企業における人材活用の多様化を踏まえ、専門的・技術的分野の外国人の受入れについては、外国人社員の就労実態を十分に把握したうえ、別途、在留資格「人文知識・国際業務」「技術」等の見直しを含め、検討を行うことと承知している。	C	Ⅰ	現在の企業においては、必ずしも大学において専攻した技術又は知識に限られない広範な分野の知識を必要とする業務に従事する事例が多いことを踏まえ、在留資格「技術」及び「人文知識・国際業務」の該当性の判断に当たっての大学における専攻科目と就職先における業務内容の関連性については、従来から柔軟に取り扱われているところ。 一方、高等学校の教育課程は、職業的教育が中心であって、特定の分野に限って専門的な知識が修得されるものであることから、専修学校の専門課程における修得内容と従事しようとする業務が関連していると認められることが必要である。 なお、外国人労働者の受入れについては、専門的・技術的分野の外国人は我が国の経済社会の活性化に資するとの観点から、積極的に受け入れることとしているが、いわゆる単純作業を行うような外国人労働者の受入れは、現在は認めていない。 企業における人材活用の多様化を踏まえ、専門的・技術的分野の外国人の受入れについては、外国人社員の就労実態を十分に把握したうえ、別途、在留資格「人文知識・国際業務」「技術」等の見直しを含め、検討を行うことと承知している。	C	Ⅰ	太田特区就労ビザプロジェクト1	1020010	太田市	群馬県	厚生労働省 法務省
090060	在留資格「技術」「人文知識・国際業務」を有する者の業務範囲の拡大	出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項及び第二項、第七条第一項第二号、第十九条第一項及び第二項、別表第一の二、 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者は、当該在留資格に属する同表下欄に掲げる活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬(日常生活に伴う臨時的報酬等を除く)を受ける活動を行ってはならない。	在留資格「技術」、「人文知識・国際業務」就労者について、就労時に本人の成長や現場状況、能力を踏み、柔軟で多様な配置、業務を遂行できるよう現場裁量(裁量フレキシビリティ)を認めて頂きたい。外国人就労者の就労先によっては複数の業務をこなす必要があり、研修や教育を含む異なる指示を受ける。状況に応じた業務変化を一切切り「学歴(専攻科)の枠内で縛り続けることには無理があり、彼らの就労意欲と現場のニーズを満足し、業務の幅を認めてもらいたい。	日本の企業に就職した場合、本人の意思で職務内容を固定することは極めて困難である。業務内容と申請内容の現場における一致を管理状態の適宜報告等に置き換えることで、外国人による就労が現実に即して可能になる。「技術」の在留資格で機械の専門家として自動車部品製造企業に就職し、就労現場のまとの反、通訳等の業務を行うケース、もしくは「人文知識・国際業務」の在留資格で事務員として一般企業に就職し、本人の適性等により情報処理作業等を行うケース、資格に例らず人員調整等現場の様事情により別様の業務をわりさせる場合いケースが可能になる。また就労意思や能力に関して、彼らが多様な業務の遂行は必ずしも単一の業務遂行に専門性や窓口に関しることを意味しない。外国人人材がより柔軟に業務遂行で、彼らの活用性をプラスに評価できるようになる。この規制緩和の対象は「部分的な現場裁量」とであり、完全な現場裁量ではない。太田特区就労ライセンスを取得し就労者に特区ビザがドリれば、現場の業務がこれまでよりも重きされる。必要に応じ「関連業種・職種等の範囲内」といった範囲設定を付すことも検討できる。	C	Ⅰ	企業における人材活用の多様化を踏まえ、専門的・技術的分野の外国人の受入れについては、外国人社員の就労実態を十分に把握したうえ、別途、在留資格「人文知識・国際業務」「技術」等の見直しを含め、検討を行うことと承知している。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	Ⅰ	企業における人材活用の多様化を踏まえ、専門的・技術的分野の外国人の受入れについては、外国人社員の就労実態を十分に把握したうえ、別途、在留資格「人文知識・国際業務」「技術」等の見直しを含め、検討を行うことと承知している。	太田特区就労ビザプロジェクト2	1020011	太田市	群馬県	厚生労働省 法務省
090070	在留資格「技術」「人文知識・国際業務」を有する者が組織した特の就職活動等の特例	出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項及び第二項、第七条第一項第二号、第十九条第一項及び第二項、第二十条第一項、第二項、第三項、第三項及び第五項、別表第一の二及び五 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	自己の都合によらない理由で解雇、雇止めまたは休職を通知された「技術」又は「人文知識・国際業務」等の在留資格を有する外国人が、我が国での就職活動の継続を希望する場合、一定の条件の下、一二ヵ月の期間について就職活動のための在留を認めており、また資格外活動許可についても認めている。	外国人就労者が在留期間内の就労状況の変化に対処するための一神的な資格外活動及び就職活動への在留資格切り替えを許可して頂きたい。就労することが特区就労ビザの大前提であり、この規制緩和により、特区就労者には就労環境の変化等にも対処でき、自立した就労者となるための機会を提供する。	就労の意思を持つ外国人就労者が入国時の雇用契約を解除されてしまった場合、一神的な資格外活動及び就職活動への在留資格切り替えを認める。現行法では資格外活動は理由・状況の如何に関わらず認められていない、就職活動に関しては、外国人の離職・転職時にその件についての入管への報告が義務付けられていないのも、それまでの雇傭はリアルタイムに把握されていない。本特区提案では、この資格外活動及び就職活動を、離職中に年別に保えるか否か、「失業保険及び生活保護」等を提供する際に評価として参照できるようにする。また「適切に就労」自力で就労活動を求めない場合は、本特区提案にたとて、理由によっては自己預立金を使い帰国することを勧告する。太田特区は「働く意思がある」ことを中心に人の流れを円滑化する地域であり、コンパクトでスムーズな無駄のない人の流れを想定している。労働力の流入を切望する当地区にとっては必要な措置である。なお資格外活動及び就職活動の期間については就労実績に比例する期間を設定する。	C	Ⅰ	現在の企業においては、必ずしも大学において専攻した技術又は知識に限られない広範な分野の知識を必要とする業務に従事する事例が多いことを踏まえ、在留資格「技術」及び「人文知識・国際業務」の該当性の判断に当たっての大学における専攻科目と就職先における業務内容の関連性については、従来から柔軟に取り扱われているところ。 一方、高等学校の教育課程は、職業的教育が中心であって、特定の分野に限って専門的な知識が修得されるものであることから、専修学校の専門課程における修得内容と従事しようとする業務が関連していると認められることが必要である。 なお、外国人労働者の受入れについては、専門的・技術的分野の外国人は我が国の経済社会の活性化に資するとの観点から、積極的に受け入れることとしているが、いわゆる単純作業を行うような外国人労働者の受入れは、現在は認めていない。 企業における人材活用の多様化を踏まえ、専門的・技術的分野の外国人の受入れについては、外国人社員の就労実態を十分に把握したうえ、別途、在留資格「人文知識・国際業務」「技術」等の見直しを含め、検討を行うことと承知している。	E	–	現在の企業においては、必ずしも大学において専攻した技術又は知識に限られない広範な分野の知識を必要とする業務に従事する事例が多いことを踏まえ、在留資格「技術」及び「人文知識・国際業務」の該当性の判断に当たっての大学における専攻科目と就職先における業務内容の関連性については、従来から柔軟に取り扱われているところ。 一方、高等学校の教育課程は、職業的教育が中心であって、特定の分野に限って専門的な知識が修得されるものであることから、専修学校の専門課程における修得内容と従事しようとする業務が関連していると認められることが必要である。 なお、外国人労働者の受入れについては、専門的・技術的分野の外国人は我が国の経済社会の活性化に資するとの観点から、積極的に受け入れることとしているが、いわゆる単純作業を行うような外国人労働者の受入れは、現在は認めていない。 企業における人材活用の多様化を踏まえ、専門的・技術的分野の外国人の受入れについては、外国人社員の就労実態を十分に把握したうえ、別途、在留資格「人文知識・国際業務」「技術」等の見直しを含め、検討を行うことと承知している。	E	–	太田特区就労ビザプロジェクト3	1020012	太田市	群馬県	厚生労働省 法務省

管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再考理由	「措置の内容」の再考理由	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
090080	外国人留学生のアルバイト（資格外活動）制限時間に関する部分的緩和	出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項第二項、第十九条第一項及び第二項、別表第一の四 出入国管理及び難民認定法施行規則第十九条第五項	在留資格「留学」をもって在留する者が本来行うとされている活動は、本邦の大学、高等専門学校等の機関において教育を受ける活動であるところ、出入国管理及び難民認定法第19条第2項及び出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第5項において、本来の在留活動である学業に支障のない等の一定の範囲で、留学中の学費その他必要経費を補う目的で行うアルバイト（資格外活動）を例外的に認めている。	外国人留学生のアルバイトは現在一週間には時間まで可能だが、これを日本人学生と同程度の40時間にまで拡大して頂きたい。	日本人学生と同程度（労働基準法第三十二条に定める「40時間以内」）までの緩和を想定している。日本人学生の場合、本来の目的である学業に悪影響がないよう授業がない、その直後でも、同程度の条件までの緩和を想定している。 本特区案は、自治体自ら「留学生が本邦で学業をするチャンスを与えて、本人の期待や努力に成果を委ね自らその行動の責任を負う」ものであるとして「留学生や各事柄やチャンスを与えたと本人の判断や努力に成果を委ね自らその行動の責任を負う」のと解す。従って、抵が一元的責任を少額ながらも本人が負っている。既への母の状況判断、努力に委ねた、この緩和により経済的条件から解放され留学できるようになる者が増えるのであれば、大変喜ばしいことだが、翻って、学業が疎かになれば本人が苦労し、経済的に困窮し、チャンスを失うからもれない。 （太田特区留学ビザプロジェクトに共通） 太田特区就労ビザプロジェクトは太田特区留学ビザプロジェクトを起点とする、太田特区内所在の専門学校や大学に既況な人材が継続させ、活躍の場が拡がることが望ましいが、全国的にも、就業を希望する留学生のおよそ半分が日本で職を得、残りは母国せざるを得ない現状がある。活出すると人材を高度人材として活かし、地域が人を育て、人が地域に貢献することが就労・留学の両プロジェクトに共通する本提案の基本コンセプトである。	C	Ⅲ	留学生の資格外活動許可について、本来の在留活動である学業に支障のない等の一定の範囲で、留学中の学費その他必要経費を補う目的で行うアルバイト（資格外活動）は例外的に認められているものと承知している。 しかしながら、資格外活動許可で認められる活動時間の上限を1週28時間から40時間まで引き上げることまでは、フルタイム労働と変わりがなく、本来の活動である学業に支障が生じることが明らかであり、ご提案は認められない。 就労を主たる活動とするならば、就労資格で入国すべきである。	C	Ⅲ		C	Ⅲ				太田特区留学ビザプロジェクト1	1007020	太田市	群馬県	厚生労働省 法務省
090090	外国人留学生の卒業後の就職活動期間の延長	出入国管理及び難民認定法第二条の二、第十九条第一項及び第二項、別表第一の表第一項、第二項、第二項ニ(ホ)及び第五項、第二十一条、別表第一の四及び五	大学等の教育機関を卒業した留学生が、同教育機関を卒業後就職活動を行っており、かつ、同教育機関から推薦を受けている場合、「特定活動」への在留資格変更を許可し、更に1回の在留期間更新を認めている。	外国人留学生に対し特定活動として1年間まで認められる就職活動期間を、3年程度にまで延長して頂きたい（延長後のアルバイト認め、留学ビザプロジェクトと同様に時間延長の対象とする）。この特区案では、留学ビザ、就労、留学費納入者をさらに評価する。既に日本国内で経済活動を経験した留学生に対し日本人学生が第二新卒として再就職するこの期程度の「就職するための機会」を保障することは、優らくすることができるようになる。現実の問題として「短期滞在で入国し就職活動をする」という方法を認めることは、現行の入管法における在留資格の内容に適った活動であるのか疑問に思しられる。	C	Ⅳ	外国人留学生の卒業後の就職活動については、在留資格「特定活動」の付与により最長1年に限って認められているものと承知しており、就職活動自体を3年程度の長期間にわたって行うことは想定されておらず、ご提案は認められない。	C	Ⅳ				太田特区留学ビザプロジェクト2	1029021	太田市	群馬県	厚生労働省 法務省
090100	認定こども園における職員配置及び資格基準の緩和	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項第4号及び同条第2項第3号の規定に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定めて公表した施設の設置及び運営に関する基準第二及び第三	認定こども園には保育に従事する専ど呼称担任をおくこととされており、若者は保育士資格、看護は幼稚園教諭免許を有する者でなければならないとされている。	発達障害グレーゾーンの子どもに対する早期発見、早期療育の協力め、臨床発達心理士の専門的知識を持った者が、子どもの育ちに関する知識・技術を持ち、かつ、言葉、遊戯及び絵力等を有ほして適当と認められる場合は、認定こども園における職員配置及び資格基準における保育士もしくは幼稚園教諭とみなすことを可能とする。	【現実の理由】 発達障害グレーゾーンの子どもが増加傾向にある一方、子どもの発達について学習的、医学的根拠に基づく指導を施すことのできる臨床発達心理士、言語聴覚士、作業療法士などの専門職（以下「専門職」という）は不足しており、増加すべき人材が育てきていない。 地方においては、小児発達専門の医療機関を設置することに困難な状況であり、そのような状況下では、地域での早期発見、早期療育の観点から、就学前保育・教育の現状では、療育が困難である。 当制において、専門の認定こども園において対応を検討しているが、職員配置基準を満たし、専門職は保育士等は定員の加配しか認められていないため、専門職は保育士等は定員の配置が無しで、子どもや保護者のニーズに合わせた支援が行うことが困難であり、また、現場の保育士も専門職に対応しての、対応に苦慮している。 【めざる現況】 現行の保育所における保育士の配置基準では、看護士を1名に保育士とみなすことができる経過措置が設けられていることに鑑い、認定こども園における職員配置基準において、専門職を一定の割合で保育士もしくは幼稚園教諭免許状とみなすことを可能とする。 【事業効果】 専門職が「特別支援教育コーディネーター」の役割を担うことができると共に、虐待防止も含めて「親育」の充実が期待できる。 【代替措置】 子どもへの教育・保育の質を担保するため、専門職は保育業務に関する研修を受けて小配置することや、現用から一定期間（5年程度）を目指に幼稚園教員免許や保育士の資格を取得することを条件とするなどの措置を設ける。	C	Ⅲ	乳児人以上を入所させる保育所において、看護師等を人に置って保育士とみなすことができるのは、乳児保育の一般化とともなう経過措置として実施されているものであり、本来は保育士によって配置基準を満たすべきものである。 認定こども園においても、保育の質を確保するうえで保育に関する専門的な知識と技能を有する保育士を配置することは保育が行われるべきである。 また、認定こども園においては、3歳以上の園児の共通利用時間に、学級担任の先と学級を編制することとされており、幼稚園と同様の教育を行う場合には、当該学級担任は幼稚園における教諭と同様、教育職員として教育についての高い専門的知識・能力を有することが必要とされていることから、その資格要件として幼稚園教諭免許状は必須である。	教育現場において乳児保育の一般化にともなう経過措置とされる内容に関しては、構造改革特区における「保育所における看護師配置緩和要件の緩和事業」として、乳児を4人以上入来、看護師を1人に置いて保育士とみなすことが認められている。看護師を1名を1人に置って保育士とみなすことは、本来は、看護師を2名を1人に置って保育士とみなすことが認められている。 なお、保育現場は現在でも増加しているところであり、平成28年度以降についても、地域ごとに保育需要のピークは異なっていると考えられるため、有効期間を延長することは適当ではない。	本提案の趣旨は、発達の心配な子どもが増加する一方で、小児発達の専門職が少なく必要な支援が受けられないという現状の解消により、すべての子どもに善らしている地域での健やかな育ちを保障することを目的として、早期発見・早期療育を行うことに関する高及び地方自治体の責務を明らかにした発達障害者支援法の趣旨とも通じるものである。 本来、保育士及び幼稚園教諭の資格を持った職員が保育にあたるべきであるという貴省の見解に異論はないが、上記の状況が顕著な地域において、教育・保育の質の確持を図るための措置を講じながら、一定の割合で保育士等の資格基準を特区で緩和することにより、解雇なくスマッチの解消に繋がる。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	青谷回答によれば、看護師等を一人に限り配置して保育の専門性が確保できるというとであり、そうであるならば、看護師等を保育士とみなして配置していない保育所は、専門職を保育士とみなし配置して保育の専門性は確保できるはずである。 現行の定ごに伴い、子どもの発達で専門的な支援ができる専門職へのニーズは高まっており、当町では保育所の配置は看護師等よりも医療員、聴覚士などにニーズが高いことから、経過措置として、一人に限り保育士としてみなしている。 地域事情に合わせ看護師等の特例を専門職に広げ、一人に限り保育士とみなし配置することを可能とされたい。	C	Ⅲ	保護者の就労にかかわらず教育・保育を一体的に提供するという認定こども園の趣旨に鑑みれば、教育・保育の質を確保することは不可欠である。 認定こども園において保育の質を確保するためには、保育に関する専門的な知識と技能を有する保育士資格を持った保育士による保育が行われる必要がある。 現在、保育所において保健師又は看護師一人に限り保育士とみなすことができることとしているのは、これまでの認定にもあるとおり、従来、乳児保育指定保育所において必要とされていた保健師又は看護師について、乳児保育の一般化後もそのニーズが高いことから、一人に限り保育士としてみなしているものである。保健師又は看護師等よりも医療員、聴覚士などにニーズが高いことから、経過措置として、一人に限り保育士としてみなしているものである。 したがって、この対象を拡大することは適当ではない。 なお、ご提案のような臨床発達心理士等の職種については、保育士に代わって配置するのではなく、所要の財源を確保したうえで保育士に加えて配置することが適当と考える。	「公立、幼保連携型認定こども園」運営を包括的民間委託による先進的幼児教育・保育、親育の充実特区	1039020	安平町	北海道	厚生労働省 文部科学省
090110	認定こども園における3歳未満児に対する公的食センターからの給食の外部搬入	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項第4号及び同条第2項第3号の規定に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定めて公表した施設の設置及び運営に関する基準第4の7	幼保連携型・幼稚園型・地方裁量型の認定こども園は、一定の要件を満たす場合に限り、満3歳以上の子どもに対する食事の提供を外部搬入により行うことができる。 なお、3歳未満児の給食の外部搬入については、特区の認定を受けた市町村の公立保育所のみ行うことが可能である。	田原市が設置する給食センターから、認定こども園への給食の外部搬入を可能とすること。	田原市は、市内40施設（小中学校23校、保育所21ヶ所の内13ヶ所）のこどもたちに、安全・安心で温かく、美味しくて栄養バランスの良い食事を提供するため、田原市給食センターの外部搬入により給食を提供しており、平成28年4月以降は、新たにPFI方式で設置する給食センターから市内10施設への給食の提供を開始することを予定している。 新たな給食センターからの外部搬入においては、「献立」と「食材調達」は今までどおり市が行うとともに、運営開始後は、モニタリング（事業監視）を行うことで常に安全・安心でおいしい給食を提供し、独立したアレルギー対応食調理室を整備するなど、さの編中から個別対応や配慮を行うこととしている。 今後、市内私立幼稚園の設置による園化を想定しているところ、現行では認められていない認定こども園への給食の外部搬入の実施について認めていただきたい。 提案理由 田原市給食センターからの外部搬入による給食の提供は、さの編やから個別対応や配慮が可能であり、認定こども園についても、公立保育園同様に、田原市給食センターからの外部搬入による給食の提供を容認してもらえるものと考える。	C	Ⅲ	公立保育所と同様に、特区の認定を受けた公立の幼保連携型・保育所型の認定こども園については、3歳未満児に対する給食の外部搬入が認められているところである。また、幼保連携型認定こども園については、現在、内閣府に設置された子ども・子育て会議において、調査審議を踏まえ、上記要望を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を策知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた保育所の除去を保育所へ求める、評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及びそれを・子育て関連法令の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行うことされた。したがって、現時点で「指摘の3歳未満児の私立保育所での給食の外部搬入方式を実施することは適切ではなく、今後の評価の結論を待たれたい。	右提案者の意見を踏まえ再度検討し回答されたい。 ①公立保育所と同条件で外部搬入を行う場合において実施を不可とする理由。 ②公・私立による取扱いに差を設ける理由 について、それぞれ明確に回答されたい。	私立保育園の3歳未満児に対する外部搬入について、平成28年度に改めて評価が行われることについては承知している。 今回の提案は、既に構造改革特区認定を受け、外部搬入方式により円滑に給食を提供を行っていた保育所について、民営化後も他の公立保育所と同じ給食センターからの外部搬入により、給食の提供を行うというものである。 ご提案主体以外に条件は同じであるにも関わらず、民営化による保育所の運営形態の変更のみを理由に、外部搬入が行えなくなる理由は何か、公・私による取り扱いの違いを合め明確にご説明いただきたい。	C	Ⅲ	特にきめ細かな個別対応や配慮が必要となる3歳未満児への給食の外部搬入については、市町村が直接、設置者・実施者として、の責任を負っている公立保育所においてのみ認められたものである。運営主体が異なる私立保育所の3歳未満児への給食の外部搬入については、現時点で実施することは適切ではなく、今後の評価を待たれたい。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	保育所3歳未満児への給食の外部搬入は、現在の特区認定では公立保育所に限定していることは承知しているが、今回の再検討要請に対する回答は、現在の特区認定の考え方のみを理由として、私立保育所の3歳未満児への給食の外部搬入を不可としている。 公立保育所と同条件で公立給食センターから私立保育所の3歳未満児への給食の外部搬入を行うもので、民営化により運営主体が異なることで実施を不可とする理由は何か、公・私による取扱いに差を設ける理由について、明確にご説明いただきたい。	C	Ⅲ	公・私による取扱いに差を設けているのは、前回ご回答したとおり、特にきめ細かな個別対応や配慮が必要となる3歳未満児への給食の外部搬入については、市町村が直接、設置者・実施者として、の責任を負っている公立保育所においてのみ認められているものである。 平成24年度に行われた評価・調査委員会では、3歳未満児に必要な個別の対応が困難、保育所と外部搬入事業者の連携がモチ分ばった弊害も指摘されている。 このため、運営主体が異なる私立保育所の3歳未満児への給食の外部搬入については、現時点で実施することは適切ではなく、今後の評価を待たれたい。	1014011	田原市	愛知県	厚生労働省
090120	私立保育所における3歳未満児に対する公的給食センターからの給食の外部搬入	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第1条 厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する給令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令第1条	3歳未満児の給食の外部搬入については、特区の認定を受けた市町村の公立保育所のみ行うことが可能である。	田原市が設置する給食センターから、私立の認可保育所への給食の外部搬入を可能とすること。	現在、保育所21ヶ所全てが公立であり、その内13ヶ所については、特区認定（820）を受け、田原市給食センターからの外部搬入により給食実施（離乳食を除く）の給食を提供している。 上記公立保育所のうち11ヶ所については、平成26年4月1日に民営化を予定している。 平成26年4月から2、市内10施設（小中学校27校、保育所21ヶ所、私立幼稚園2園）に対し、田原市が直接子る新たな給食センターからの給食の提供開始を予定しており、民営化を予定している保育所については、引き続き給食の外部搬入を行えるよう提案するもの。 「献立」と「食材調達」は今までどおり市が行い、また運営開始後は、モニタリング（事業監視）を行うことで常に安全・安心でおいしい給食を提供し、独立したアレルギー対応食調理室を整備するなど、さの編中から個別対応や配慮を行う。 提案理由 提供先の公立・私立の区分による違いが不明確であることに加え、民営化による保育所の運営形態の変更のみを理由に、これまで行えた外部搬入が行えなくなることは不合理であることから、当該保育所においても、従前の公立保育所同様に、田原市給食センターからの外部搬入による給食の提供を容認すべき。	C	Ⅲ	平成24年度に行われた構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係府省庁の調査によれば障害の除去に引き続き課題が認められることから、「現状府省庁は、調査結果を踏まえ、上記要望を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を策知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた障害の除去を保育所へ求める、評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及びそれを・子育て関連法令の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行うことされた。したがって、現時点で「指摘の3歳未満児の私立保育所での給食の外部搬入方式を実施することは適切ではなく、今後の評価の結論を待たれたい。	右提案者の意見を踏まえ再度検討し回答されたい。 ①公立保育所と同条件で外部搬入を行う場合において実施を不可とする理由。 ②公・私による取扱いに差を設ける理由 について、それぞれ明確に回答されたい。	私立保育園の3歳未満児に対する外部搬入について、平成28年度に改めて評価が行われることについては承知している。 今回の提案は、既に構造改革特区認定を受け、外部搬入方式により円滑に給食を提供を行っていた保育所について、民営化後も他の公立保育所と同じ給食センターからの外部搬入により、給食の提供を行うというものである。 ご提案主体以外に条件は同じであるにも関わらず、民営化による保育所の運営形態の変更のみを理由に、外部搬入が行えなくなる理由は何か、公・私による取扱いに差を設ける理由について、明確にご説明いただきたい。	C	Ⅲ	特にきめ細かな個別対応や配慮が必要となる3歳未満児への給食の外部搬入については、市町村が直接、設置者・実施者として、の責任を負っている公立保育所においてのみ認められたものである。運営主体が異なる私立保育所の3歳未満児への給食の外部搬入については、現時点で実施することは適切ではなく、今後の評価を待たれたい。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	保育所3歳未満児への給食の外部搬入は、現在の特区認定では公立保育所に限定していることは承知しているが、今回の再検討要請に対する回答は、現在の特区認定の考え方のみを理由として、私立保育所の3歳未満児への給食の外部搬入を不可としている。 公立保育所と同条件で公立給食センターから私立保育所の3歳未満児への給食の外部搬入を行うもので、民営化により運営主体が異なることで実施を不可とする理由は何か、公・私による取扱いに差を設ける理由について、明確にご説明いただきたい。	C	Ⅲ	公・私による取扱いに差を設けているのは、前回ご回答したとおり、特にきめ細かな個別対応や配慮が必要となる3歳未満児への給食の外部搬入については、市町村が直接、設置者・実施者として、の責任を負っている公立保育所においてのみ認められているものである。 平成24年度に行われた評価・調査委員会では、3歳未満児に必要な個別の対応が困難、保育所と外部搬入事業者の連携がモチ分ばった弊害も指摘されている。 このため、運営主体が異なる私立保育所の3歳未満児への給食の外部搬入については、現時点で実施することは適切ではなく、今後の評価を待たれたい。	1014011	田原市	愛知県	厚生労働省
090130	保育所型認定こども園の有期認定規定の廃止	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第5条	保育所型の認定こども園の認定については、5年を超えない範囲内において有効期間を定める。	認定こども園の4類型（幼保連携型、幼稚園型、保育所型及び地方裁量型）のうち、保育所型及び地方裁量型のうち、保育所型の入園時1年を超えない範囲内（を定の認定することされている場合を除く。）を定の認定について、5年を超えない範囲内（を定の認定を定めるこ。当該保育所の更新手続き等の事務負担及び都道府県における更新管理業務の軽減を図る。	現在、認定こども園の4類型（幼保連携型、幼稚園型、保育所型及び地方裁量型）のうち、保育所型のみ期間1年を超えない範囲内（を定の認定することされている。保育所型は、専門職は保育士等は定員の加配しか認められていないため、専門職は保育士等は定員の配置が無しで、子どもや保護者のニーズに合わせた支援が行うことが困難であり、また、現場の保育士も専門職に対応しての、対応に苦慮している。 【めざる現況】 現行の保育所における保育士の配置基準では、看護士を1名に保育士とみなすことができる経過措置が設けられていることに鑑い、認定こども園における職員配置基準において、専門職を一定の割合で保育士もしくは幼稚園教諭とみなすことができるとしたい。 【事業効果】 専門職が「特別支援教育コーディネーター」の役割を担うことができると共に、虐待防止も含めて「親育」の充実が期待できる。 【代替措置】 子どもへの教育・保育の質を担保するため、専門職は保育業務に関する研修を受けて小配置することや、現用から一定期間（5年程度）を目指に幼稚園教員免許や保育士の資格を取得することを条件とするなどの措置を設ける。	C	Ⅰ	保育所型認定こども園については、地域における保育需要が将来的に増加した場合、「保育に欠けない子ども」を受け入れていることにより「保育に欠ける子ども」の利用が制限され、市町村による保育の実施義務の履行が妨げられるおそれもあることから、その認定については、地域における将来的な保育需要の予測に基づき行う必要があり、5年を超えない範囲内の有効期間が定められている。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	保育所型の認定については、地域における将来的な保育需要の予想に基づき行う必要があるとの回答であるが、保育所から有期認定を要さない新制度の幼保連携型認定こども園に移行する場合との取扱いに齟齬がある。 また、子ども・子育て支援新制度の本格実施に向け各市町村は26年度に保育事のニーズ調査を行い、5箇所にわたる説明会を実施することから、有期認定とする必要はない（保育ニーズのピークは平成29年度と言われており、この時点で特徴型至がなければ、将来的に特徴型至が発生することはない。また、認定こども園の設置者は認定こども園を廃止することが可能。）	C	Ⅰ	保育所型認定こども園については、保育所を母体として保育に欠けない子ども受け入れることができるという事業の性質上、地域における保育需要が将来的に増加した場合に、保育を必要とする子どもが保育を受けられなくなることを防止するため、地域における将来的な保育需要の予測に基づくことを前提に有効期間を定めることとされている。 なお、保育需要は現在でも増加しているところであり、平成28年度以降についても、地域ごとに保育需要のピークは異なっていると考えられるため、有効期間を延長することは適当ではない。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。 特に新制度上の幼保連携型認定こども園に有期認可が無いことの説明について、明確にご回答されたい。	・有期認定とする理由は、将来的な保育需要が増加した場合に備えるためとのことであるが、認定こども園として運営できないほど保育需要が増加するのであれば、設置者が認定こども園を廃止し、保育所に戻すことで対応が可能である。 ・また、新たな幼保連携型認定こども園についても、保育所型と同様に保育所が単体で認可を受けられるが有期認可ではなく取扱いに齟齬が生じている。これらのことから保育所型の有期認定は廃止すべきである。 ・なお、保育需要のピークが地域により異なることは承知しており、したがって、特区を設け、保育需要がピークを迎えた地域から有期認定を廃止する対応を求めるものである。	C	Ⅰ	子ども・子育て支援新制度における新たな幼保連携型認定こども園は、学校と児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設となるが、認定の有効期間については特段設けられておらず、これは、これまでの幼保連携型認定こども園と同様の取扱いである。 一方、前回ご回答したとおり、保育所型認定こども園については、保育所を母体として保育に欠けない子どもを受け入れることができる施設であるため齟齬は生じていない。 保育所型認定こども園は、保育所を前提として保育に欠けない子どもも受け入れるものであり、地域における保育需要が将来的に増加した場合に、保育を必要とする子どもが保育を受けられなくなることを防止するため、地域における将来的な保育需要の予測に基づくことを前提に有効期間を定めることされている。	1032010	長庫県	長庫県	厚生労働省 文部科学省 内閣府
090140	私立保育所における3歳未満児に対する給食の外部搬入の実施	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第1条 厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する給令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令第1条	3歳未満児の給食の外部搬入については、特区の認定を受けた市町村の公立保育所のみ行うことが可能である。	公立・私立を問わず保育所の通切な運営を図るため、公立保育所が給食の外部搬入を認められている地域では、私立保育所でも通っ認に準じない児童に対して給食の外部搬入を可能とする	公立保育所では、特区認定により通っ歳に満たない児童の食事の外部搬入が認められている一方で、私立保育所では認められておらず、公立保育所との「不公」を生じ、保育所間の「不公」を生じ、保育所間の「不公」を生じ、保育所間の

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再検討	「措置の内容」の再検討	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
090150	非農林漁業者の農林漁業林separate 農林漁業者による無償譲渡の規制緩和	無償譲渡規制令第1条第3項第1号は、開墾用荒廃地の無償の譲渡の基準として、荒廃の程度が3ヘクタール以上であることを規定している。 無償譲渡規制令第1条第4項第1号及び第2項第1号	無償譲渡法施行令第1条第3項第1号及び第2条無償譲渡法施行規則第5条第1項第4号及び第2項	過疎法に基づく過疎地域がある市町において、非農林漁業者（NPO法人など地域外の者も含む）が、農林漁業者が運営する農業民宿と同じ目的で、集落の農業等の協力を得ながら農林漁業体験民宿を開設するにあたり、市町が事業者とともに、消防法については消防署、無償譲渡法については保健所に事前確認し、宿泊者安全等（消防・保健衛生）の保保が できると市町が認めたものに対して、農林漁業者と同様の無償譲渡の特例を認めること。	過疎化、高齢化が進む多自然地域においては、空き家の増加など地域の活力低下が深刻の課題である。 地域活性化には、農業民宿の運営による都市住民等との交流が有効であるが、集落内部には民宿運営の担い手が無く、外部人材の活用が必要である。 農業民宿運営の担い手として、交流パートナーとしてのNPO法人が有効であり、農林漁業者がその自宅に宿泊させる場合と異なり、他の宿泊施設、宿泊させるという業や営業形態において異なるものであるが、農林漁業者の農林漁業体験民宿の開業と無制緩和の適用を求める。	C	Ⅲ	農林漁業者が、農林漁業体験民宿として、その自宅を用いて宿泊させる場合は、現に農林漁業者として自らその変換が暮らす生活の場で宿泊者と生活をともにするという面があり、さらに自宅を改修することは生活への支障が大きいということからも、農林漁業者（個人）が自宅に宿泊させる場合と同じ取り扱いが認められているものである。 他方、非農林漁業者が宿泊施設を経営する場合は、農林漁業体験を行わない場合、これを例えても、農林漁業者がその自宅に宿泊させる場合と異なり、他の宿泊施設、宿泊させるという業や営業形態において異なるものであるが、農林漁業者の農林漁業体験民宿に宿泊する場合と同じ取り扱いが認められていないものである。 農業民宿運営の担い手として、交流パートナーとしてのNPO法人が有効であり、農林漁業者がその自宅に宿泊させる場合と異なり、他の宿泊施設、宿泊させるという業や営業形態において異なるものであるが、農林漁業者の農林漁業体験民宿の開業と無制緩和の適用を求める。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	非農林漁業者（個人、NPO）が自宅（NPO構成員自宅含む）に宿泊させる場合でも、農林漁業体験民宿として開設する場合は、自ら変換が暮らす生活の場で宿泊者と生活をともにすることが自宅の改修による生活への支障が大きいことから農林漁業者（個人）が自宅に宿泊させる場合と同じ取り扱いが認められていないものである。 非農林漁業者（個人）が自宅（NPO構成員自宅含む）に宿泊させる場合でも、農林漁業者が空き家や空き部屋を用いて宿泊者と生活をともにすることが自宅の改修による生活への支障が大きいことから農林漁業者（個人）が自宅に宿泊させる場合と同じ取り扱いが認められていないものである。 他方、非農林漁業者が空き家や空き部屋を用いて宿泊者と生活をともにすることが自宅の改修による生活への支障が大きいことから、他の宿泊施設、宿泊させるという業や営業形態において異なるものであるが、農林漁業者の農林漁業体験民宿に宿泊する場合と異なり

管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再検討	「措置の内容」の再検討	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
090220	二次医療圏内における小児救急医療に係る連携体制の構築のための特例病床の運用条件緩和	医療法（昭和23年法律205号）第30条の4第2項第1号，第5項，第8項 医療法施行令（昭和23年政令326号）第5条の4 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号第30条の22の2	病床の地域的偏在を是正し，全国的に一定水準以上の医療を提供するため，基準病床数制度が設けられている。 基準病床数について，救急医療や小児医療等に係る病床は，厚生労働大臣が定めた救急基準病床数に加算することなどが可能である。	二次医療圏内において，病院の立地が偏在しているなどの理由により，小児救急医療を含む小児医療に係る連携体制の構築が困難な場合においては，医療法施行規則に規定する特例病床の運用条件を柔軟に取り扱うことする。	基準病床数は，国が定める唯一的な計算式，計数，上限規定，病床数によるマクロのビ規制などにより定められており，必ずしも地域の実情に見合った病床数ではないと認識している。 本市は，大阪府が設定する北河内医療圏の最南部に位置し，特にニーズの高い小児救急医療に対応するべき次及び二次救急医療対応病院は東北部の牧方市に立地している。しかし，都市的な道路交通事情や，鉄軌道が大阪市中心に放射状に整備されていることもあり，関域北部（牧方市）に住居する北河内医療救急センターの平時における時方市民の患者割合は30%程度にあるのに比して，本市市民の割合は5%程度。最西部の守口市の割合は14%程度と圧倒的に低い状況となっており，結果的に関域外の病院にその多くを依存せざるを得ない状況にある。 このような医療圏内における病院の偏在状況し，小児二次救急医療における切迫したニーズに対応した医療連携体制を構築することにより，市民の安心を確保することが望ましいと考える。 以上のような状況から，病院の立地が偏在しているなどの理由により，小児救急医療を含む小児医療に係る連携体制の構築が困難な場合においては，医療法施行規則に規定する特例病床の運用条件を柔軟に取り扱うことにより，二次救急医療療養の小児科病院の開設あるいは増床ができるようにされたい。	D	I	病床過剰地域においても，医療法第30条の4第8項等に基づき，救急医療や小児医療等の病床等の一定の病床については，厚生労働大臣が同意した救急基準病床数に加算することなどが可能であるため，都道府県と相談の上，検討されたい。 なお，二次医療圏の設定の見直しの検討については，各都道府県による医療計画策定に当たって平成24年3月30日付で各都道府県に通知しているところである。	右提案者からの意見等を踏まえ，医療法施行規則に規定する特例病床の運用条件についてご再度検討し回答されたい。	基準病床制度の目的は，病床過剰地域から非過剰地域への誘導であるが，大阪府ではまでの二次医療圏が病床過剰地域であり，医療圏の見直しだけでは解力的な運用が困難である。平成20年3月26日厚政局発0326002号では小児医療・救急医療に関する特例病床の取扱が示されているが，特例病床は全体病床数のわずか 1 ～0．2%に留まっている。本提案は、医療圏内の病院偏在等により、十分な小児医療体制が構築できていないと認められる場合、同通知における「第2 個別審査事項 第2年間決定」に小児救急医療を併設するような小児科専門病院」をあめるなど弾力的な運用を図り、国の関与を最小限に留めるよう求めるものである。	D	I	ご提案の小児救急医療を併設する小児科専門病院については、医療法施行規則第30条の22の2第1項第2号の小児医療専門病床又は第3号の救急医療の特定病床の特例で適用されうるものであると考えられたため、速やかに具体的な内容が決まっていれば、都道府県と相談の上、申請をいただければ、当方としても迅速に対応したい。		1055102200	A市	—	厚生労働省
090230	医療機器製造販売業における品質保証責任者の資格要件の緩和	薬事法、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質管理の基準に関する省令第25条第1項で準用する第4条第3項	「品質管理責任者」は、製造販売業者が、医療機器等の品質管理を適正に行うために、薬事法1次の2第1項に規定する厚生労働省令で、その責任者の要件を定めています。「品質管理責任者」の従事資格等第25条第1項で準用する第4条第3項	医療機器製造販売業の許可要件である品質保証責任者の資格要件について，最もリスクの低い「クラス Ⅰ」の医療機器のみを扱う第3種製造販売業において，厚生労働省令で定める従事経験に関する項目を緩和もしくは撤廃する。	成長が期待できる医療機器製造販売分野には，製造業を中心に参入希望企業も多い。しかし，医療機器製造販売業の許可要件である品質保証責任者は，厚生労働省令で医療機器等の分野での品質管理業務等に3年以上従事することが条件となっており，参入希望社内でほその条件を満たす職員がおらず，また，外部からの招聘も難しいことから，品質保証責任者の確保が難しく，このことが，当該分野への新規参入に際し，大きな障壁となっている。 参入希望企業の多くは，医療機器以外の製造分野において十分な品質管理を行っており，そのような企業であれば品質管理上問題が生じることはないと思されるが，一方で，医療機器製造販売分野については その特性からより厳格な安全管理を求める要もあることから。 ①対象を最もリスクの低い「クラス Ⅰ」の医療機器のみを扱う第3種製造販売業に限定する。 ②都道府県が定めた基準に従って個別に審査する等の方法により，品質保証責任者にかめられる資質を担保する。 ③一定水準を満たした従事経験の項目を緩和もしくは撤廃していただきたい。 【提案理由】 ・新規参入の障壁を取り除くことで，成長分野である医療機器製造分野への参入を促し，産業の活性化を図る。特に，中小企業の新規参入が期待できる。 【代替措置】 ・都道府県が審査に基準を設けた上で，品質管理の経験年数・保有資格・学歴に加え企業あたての管理体制を実査し，基準をクリアした者を品質保証責任者として認定する等により，責任者としての資質はもちろん企業としての品質管理体制を担保できると考えている。	C	Ⅲ	品質保証責任者は，製造管理及び品質管理に関し，改善が必要な場合には，製造業者等に対し，所要の措置を講じるよう指示し、その実施結果の報告を求め、その報告を適正に評価するなど品質管理業務に関する経験を十分有する等，関係業務を熟知している必要があるとされ、その要件を従事経験として規定しています。これは、第3種製造販売業においても同様であり、都道府県が定めた基準に従って個別に審査することを条件に、その要件を緩和することは難しいと考えています。	右提案者からの意見等を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	Ⅲ	「医療機器」と「医薬部外品及び化粧品」では、製品の品質管理に対して求められる事務内容が異なることから、品質保証責任者にかかる要件について異なる規定としています。また、製品性能の確認を目的とした製造販売承認制度と、製品の品質確保体制の確認を目的とした GQP制度では、制度の目的が異なります。そのため、一般医療機器に対して製造販売届出制度を導入しているからといって、医薬部外品及び化粧品と同様に、品質保証責任者の従事経験が不要とする理由には なりません。 前回回答のとおり、医療機器の品質保証責任者にかかる要件は、品質管理業務を適切に実施するために必要な経験を規定したものであり、その要件を緩和することは難しいと考えています。	今回の特区提案に至った本質は、リスクに比例した規制の制度設計という観点において、医薬品等は製造販売承認制度とGQP制度がリンクしているのに対し、医療機器に関してはそれらがリンクせず、ビンセット等を取り扱う第1クラスの低い第3種製造販売業に対して、ベースメーカー等を取り扱う第1種と同等の資格要件を求めている点に疑問を感じているからです。 取消さして医療機器を成果分野として位置づけ同分野の活性化を図ろうとするのであれば、安全性を確保しつつも他業種からの参入がある程度容易となる制度であるべきです。改正薬事法の施行に伴うGQP省令の改正にあたっては、本提案の趣旨を踏まえた制度設計を強く要望します。		1016020	長野県	長野県	厚生労働省
090240	国民健康保険法による基準収入額適用申請の職権適用	国民健康保険法第42条第1項第4号 国民健康保険法施行令第27条の2第3項第1号・第2号 国民健康保険法施行規則第24条の2，24条の3	基準収入額適用については、当該規定の適用を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主からの申請により、収入の額を把握し適用を行っている。	国民健康保険法施行規則24条の3に基づく申請（基準収入額適用申請）について、申請者に記載すべき事項がすべて公簿等で確認できる場合は、職権により適用できるようにする。	市では国民健康保険法施行規則24条の3に基づく申請（基準収入額適用申請）が可能と思われる被保険者に対して、申請を促すために申請書を郵送しているが、その中には、住基情報や市税に関する公簿等により、適用が確実であると言える被保険者も多く、そのような被保険者に対し、毎年役所に来所して申請するという手間をかけさせている。また、対象者が高齢であることもあり、申請忘れ等により利益機会を失っている被保険者も多く見受けられる。 同施行規則第24条の2によると、同施行令第27条の2第3項第1号 に規定する収入の額は、市得税法第36条第1項 に規定する収入金額を引用しているので、市得を申告している者に対する基準収入額適用申請書に記載すべき収入額は、把握可能である。よって、被保険者の自己負担割合を判定する際、その対定に影響のある世帯主全員の収入が公簿等により確認できる場合においては、基準収入額適用を職権によりおこなうことが可能とすることにより、住民サービスの向上と自治体窓口の業務効率化を図るとともに、受益者である被保険者の機会損失を防ぎたい。	C	Ⅲ	市得を申告している被保険者であっても、税法上申告義務のない所得を有している場合、当該所得に係る収入を把握できないことから、被保険者の収入を公簿のみによっては全て把握できないため、申請により、被保険者の収入を全て申告いただいたとして、いわゆる基準収入額による一部負担金の割合の判定を行うことしている。		C	Ⅲ					1035010	千葉市	千葉県	厚生労働省